



研究

沿岸レポート

「洋上風力研究室」を 設置 (7月1日)

一般財団法人沿岸技術研究センター
研究主幹 岸弘之

沿岸センターでは7月1日付で「洋上風力研究室」(室長山本修司参与)を新たに設置しました。

洋上風力発電に関しては、これまで様々な調査研究や導入促進のための取り組みを進めてきましたが、この度、当センター内の体制を強化して精力的に活動することとしました。「洋上風力研究室」では洋上風力発電施設の構造設計に係る調査研究の実施、構造基準の策定支援に取り組みます。

昨年5月、洋上風力発電施設に対する港湾管理者による水域の長期占用許可の新たな仕組みが港湾法の改正で導入されることを踏まえ、関係団体とともに「洋上風力発電導入円滑化技術研究会」を設立しました。また、昨年からは国土交通省及び経済産業省が設置した港湾における洋上風力発電施設検討委員会の設計技術WGに参加しており、「洋上風力研究室」では、この構造審査のあり方の作成に協力する他、プロジェクトの促進を図るため、同じく「洋上風力推進室」を設置した(一財)港湾空港総合技術センター(SCOPE)と(一財)寒地港湾技術研究センターとともに洋上風力発電円滑化技術研究会に「認証企画室」を設置し、欧州の洋上風力発電プロジェクトで制度化されているプロジェクト認証^{*1}とマリンワランティサーベイ^{*2}の企画について進めていく予定です。

当センターの「洋上風力研究室」の活動にご期待下さい。

※1) 第三者機関が風力発電設備全体について、設置場所の条件に対して計画設計、建設、運転を含め、技術規格への適合性を確認・認証

※2) 第三者機関が海上工事の安全性、確実性を確認



国際

沿岸レポート

ヨーロッパにおける 洋上風力発電施設に 関する調査

一般財団法人沿岸技術研究センター
参与・洋上風力研究室長 山本 修司

1. はじめに

洋上風力発電施設の港湾への立地については、海洋基本計画(H25.4.26閣議決定)において「港湾区域においては、洋上風力発電が港湾の管理運営や諸活動と共生していく仕組みの構築によって、引き続き導入の円滑化に取り組む」とあります。また、長期エネルギー需給見通し(H27.7経済産業省決定)では、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」とあります。これらを受けて、改正港湾法がH28年7月に施行され、港湾区域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度(占用公募制度)が創設されました。

国土交通省は、経済産業省と連携して電気事業法及び港湾法の統一的な考え方に基づく洋上風力発電施設の構造審査基準を策定し、審査手続きの合理化(具体的には、港湾法に基づく港湾区域の占用手続きと電気事業法の工事計画届出の審査の一本化)や事業者の負担軽減を図ることとしています。

当センターでは、国土交通省港湾局から「着床式洋上風力発電施設の構造審査基準」の策定調査を受託し作業を進めています。

2. 構造審査基準の策定

洋上風車に関する国際規格としては、IEC61400-3:2009、Wind turbines-Part3: Design requirements for offshore wind turbinesがあります。それをJISに翻訳したものがJIS C1400-3:2014 風車—第3部: 洋上風車の設計要件です。一般的に、国内規格を策定する際に既に国際規格が存在するか策定中である場合には、その国際規格をベースにすることがWTO/TBT協定で定められています。そのため、構造審査基準の策定にあたっては、IEC61400をベースに検討したいと考えています。